

「土木製品」基準案への意見

意見箇所	意見内容	対応
1	コンクリート製品 対象が適切ではない。別表ではコンクリート製品の区分が独立しているが、道路用材などにもコンクリート製品が含まれている。また、別途タイルブロック基準がある。コンクリート製品としてひとまとめにするか、用途分類にそれぞれ記載するか、分類方法を用途、構造、製造方法のいずれかに統一するべき。	意見を参考に修正しました。
2	JIS C 3653(電力ケーブルの地中埋設の施工方法) 付属書2において規定された製品を対象として追加するべき。	意見を参考に対象として採り上げました。
3	造園・緑化材 樹名板、くず入れなど日用品と重複している名称について整理が必要。	意見を参考に修正しました。
4	木製タイル・ブロック 木製タイル・ブロックの名称が基準と別表で異なっている。	修正しました。
5	橋梁・河川・港湾用材 堰にエコマークが付くと、エコ認定の材料を使っているというだけで、環境を破壊しているにもかかわらず、環境にいいと誤解を招きかねない。	工法や環境アセスメントを経るものの、資材を使っているだけでは、目的物にエコマークをつけることができないようにしています。本件については、設置の可否については環境アセスメントなどの制度によるものとなりますが、堰として認定基準を策定したため、堰そのものの環境負荷の低減を評価するものとして原案のとおりとしました。
6	橋梁・河川・港湾用材 浮棧橋の追加検討を願う。港湾、漁港・河川、湖沼でプレジャーボードなどの小型船舶の簡易係留施設の整備工事が公共工事として進められている。水面に浮かべた状態で使用するため直接環境に与える影響は大きいと言える。また一般の土木構造物と異なり耐用年数10～20年程度とLC的に短い方なので、特に廃棄時リサイクル性はポイントとなる。コンクリート製、鉄製、非鉄製、プラスチック製などがある。構成材のリサイクル性を比較評価して、より環境配慮設計している製品のエコマーク認定基準策定を願う。	浮棧橋については、巨大な構造物的なものから、組み立て式の安価な小型のものまで多岐に渡るため、今後、専門家を交えた検討が必要と判断します。したがって、今回の制定では対象外とし、具体的な製品の環境負荷に関する知見が蓄積された段階で、あらためて検討を行うこととしました。
7	橋梁・河川・港湾用材 鉄鋼建材の鋼矢板護岸緑化用植栽フィンに移動いただきたい。使用する鋼材は複数の鉄鋼メーカーであり、特定できない店売品であるため、(11),(12)の証明を行うのは容易でない。また、フィンは河川護岸等に使用する加工品であり、ふとんかごなどと同様と考える。	本件については、当該製品の分類を「鉄鋼建材」から「橋梁・河川・港湾用材」へ変更することとしました。また、本製品に使用される鋼材は、いわゆる店売鋼材が主であると考えられることから、本製品の製造者が、認定基準案(11)および(12)を証明するに際し、使用鋼材の粗鋼1tあたりの「廃棄物発生量の減少量」、「新規資源投入量」、「エネルギー消費量」、「二酸化炭素排出量」に関する資料を提出することは困難であると判断しました。よって、本製品に関して(11)および(12)の適用は除外することとしました。
8	目地材 解説で対象外としている目地材、特に目地板を対象として追加頂きたい。目地材、目地板は土木建築における構造物を保護し試用期間を延長して廃棄物削減などに寄与している。原材料は、木材、れき青、繊維質、ゴム、樹脂と天然資源を主原料にしているものがほとんどである。環境負荷低減を進めるために採り上げるべきである。	意見を参考に対象として採り上げました。
9	舗装用材 特殊舗装材として、施工段階での二酸化炭素排出量が少なく、保水性・透水性があるため、保水している水が蒸発する際に舗装面を冷却し、ヒートアイランド現象緩和に貢献する製品は、対象とするべき。	天然の山砂については、環境負荷に対してトレードオフの可能性があり。意見そのものを採り上げることは困難ですが、意見を参考に舗装材に関する対象範囲を拡大しました。
10	舗装用材 アスファルト廃材を70%配合した常温施工する舗装材がある。常温であるためエネルギー消費量も低減できる。解説で対象外となっているが、対象にして頂きたい。	意見を参考に対象として採り上げました。

「土木製品」基準案への意見

11	舗装用材	舗装用材の対象製品にゴム製舗装材がある。対象製品の範囲がわかりづらく従来からのエコマーク商品(使用済みタイヤ・チューブの再生品)が商品類型的に含まれる旨注記頂きたい。	本商品類型は土木製品として検討したものです。すべての認定製品を継続可能とするものではありません。しかし、エコマーク商品類型No.22「使用済タイヤ・チューブの再生品」を参考に見直しを行っており、検討時に想定した製品は、本商品類型検討時点での認定製品です。
12	舗装用材	エコマーク商品類型No.56「再生舗装材」の存続を希望する。認定基準案の対象はゴム製舗装材およびゴム粒子入凍結抑制舗装材に限定されている。今後、道路舗装に関する新しい舗装用材が開発されても対象外となる。再生舗装材の分野でも新しい製品開発は進められており、長寿命化や発生残土の削減、交通振動の抑制などに効果があり、既に広く普及している再生舗装材にない特色を有するものがある。	意見を参考に対象として採り上げました。
13	舗装用材	エコマーク商品類型No.56「再生舗装材」で対象としていた再生路盤材を残すべきである。基準案の対象外理由も理解できるが、コンクリート塊、アスファルト塊以外の無機原料として、建設汚泥、石炭灰などを原料とした製品開発が進んでおり、実績も機能も十分で普及目的には最適のステージにあると考える。これらは産業廃棄物として大量に発生しているながらリサイクルが非常に遅れており、リサイクル率向上の観点からも大量消費の可能性のある路盤材として活用を図るべき。特に建設汚泥は公共工事から発生し、公共工事から出たものを公共工事でリサイクルするのは好ましい。土木工事、埋立工事等で仮設道路や資材置き場としても再生路盤材が活用され、効果が大きい。「建設汚泥リサイクル指針」に再資源化方法として記載されている焼成、高度安定、溶融処理が望ましい。環境に関する基準はコンクリートと同じ基準を適用することで環境に対する安全性も担保できると考える。	意見を参考に対象として採り上げました。
14	路盤材料	石炭灰を使用した土木資材用路盤材料の骨材は対象。別表1に該当する製品がないので本商品類型におきこんで頂きたい。	意見を参考に対象として採り上げました。
15	雨水浸透製品	雨水浸透槽を設けて頂きたい。	意見を参考に対象として採り上げました。
16	造園・緑化材	「植生袋」ではどのような製品をさすのか不明瞭。「植生可能な袋」であれば業界では「植生土のう」。違うものであれば別の標記にするか具体例を示したほうがよい。	意見を参考に修正しました。
17	造園・緑化材	「肥料袋付きネット」について、業界では袋付となしの2種類。更に各々種子付となしの合計4種類がある。 肥料袋付+種子付:植生マット 肥料袋なし+種子付:植生シート 肥料袋付+種子なし:植生ネット(もしくは肥料袋付植生ネット) 肥料袋なし+種子なし:植生ネット 肥料袋付植生ネットのみ対象としている理由が不明である。植生マットや植生シートは、植生ネットよりシェアが明らかに大きい。扱いを明確且つ整理するべきと考える。	意見を参考に修正しました。
18	造園・緑化材	スプリンクラーは、都市のヒートアイランド化が進む現在、ビルなどの屋上緑化導入により需要がある。農業土木資材として全国のビニールハウスなどで相当数量使用されており、対象とするべき。	意見を参考に修正しました。

「土木製品」基準案への意見

19	造園・緑化材	商品類型No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」で植生マットや植生どこのエコマーク認定があり、植生マット、植生どこのが本商品類型の対象外に見えるが、平等にエコマーク認定を受けられるよう整合を図るべき。	意見を参考に修正しました。
20	道路用材	ハンプ材を対象として採り上げていただきたい。	意見を参考に対象として採り上げました。
21	全般	裾野の広い分野を取り入れるので、日々開発される多様な製品もできるだけ網羅できるよう、認定基準案で対象外とした製品を提案できるように規定を設けて頂きたい。	意見は運用上大変参考になるものですが、製品を機能別に評価し、認定基準を策定するため、まったく異なる機能を有する新製品への対応には限界があります。新たな製品に対しては、意見などに基づき、類型・基準制定委員会に関するガイドラインにしたがって、追加などの検討を進めることとしています。
22	固化材	解説で対象外としている固化材を対象として追加頂きたい。固化材は主にセメント系または石灰系である。固化材を配合した処理土は強いアルカリ性を示し、土壌と指定リサイクルする場合そのままでは問題がある。中性固化材は廃石膏を主原料とし、中性である。また、シリカ微粉には鋳物砂をリサイクルする際に発生する微粉を利用できる。硬化凝固が短時間で、セメント系のように養生場所が不要となる。	製品については、環境保全を図るため対応を進めているものと考えますが、固化材には様々なものがあり、取扱いには今後も慎重な検討が必要です。したがって、今回の制定では対象外とし、具体的な製品の環境負荷に関する知見が蓄積された段階で、あらためて検討を行うこととしました。
23	添加剤	解説で対象外としている添加剤を対象として追加頂きたい。高速道路や幹線道路は環境対策、騒音防止、安全対策の面から高機能舗装(排水性舗装等)が採用されている。この新舗装の性能を引き出すために欠かすことのできない添加剤としてセルロース(植物繊維)が使用されている。牛乳パック、酒パック等からリサイクルした添加剤を認めて頂きたい。	添加剤には様々なものがあり、意見に挙げる製品のみでは評価が難しく、今後さらに知見を収集して、整理する必要があると考えます。今回の制定では対象外としました。
24	更生タイヤ	エコマーク商品類型No.22「使用済みタイヤ・チューブの再生品」で認定を受けている。今後も引き続き対象として頂きたい。	エコマーク商品類型No.22「使用済みタイヤ・チューブの再生品」を存続することとし、土木製品に採り上げられない製品の認定を引き続き行うこととしました。当該製品は、「使用済みタイヤ・チューブの再生品」で扱うこととなります。
25	非塩素系凍結防止剤	低温熱処理木材を使用した滑り止め材も対象として頂きたい。	意見を参考に対象として採り上げました。
26	上・下水道材	現在、日本下水道協会規格に該当するものがないため、日本下水道協会認定資器材II登録製品などに、下水道用再生硬質塩化ビニル製品の名称を変更すべき。 マンホール用足掛け金具は、再生塩ビで保護されたものであっても、金具という名称が示すように再生硬質塩化ビニル製品の範疇に加えるには無理があり、別の分類に移すべきものと考えます。	意見を参考に修正しました。
27	石炭灰利用製品	セメントの骨材に認められているのみである。地盤改良など多用途であり、建設物価などの公の本にも改良剤としてフライアッシュ使用製品の項がある。石炭灰利用製品という項目があつてよいのではないか。無理であればセメントの項目の中の分類でJISを、JIS・その他と変更頂きたい。	意見を参考に対象として採り上げました。
28	石炭灰利用製品	内外装材で使用されるボードに馴染む製品区分がない。本商品類型に該当させる場合の考え方を示して頂きたい。	内外装材は、エコマーク商品類型No.123「再生材料を使用した建築用製品」において扱います。
29	石炭灰利用製品	石炭灰を利用した建材の区分がない。フライアッシュを使用した製品が数多く世の中に出回っているのに全廃するのはおかしいと思える。地盤改良を行う製品などの項目を作って頂きたい。せめてセメントの項目の中にJIS、その他という項目がほしい。	意見を参考に対象として採り上げました。

「土木製品」基準案への意見

30	石炭灰利用製品	日本における石炭火力発電所は、5年間で石炭灰発生量が2倍の1200万t/年となるなど大きな課題となっており、商品類型No.65は将来的に重要なものになると考えている。もし商品類型が残らないとすると影響が大きすぎる。	意見を参考に対象として採り上げました。
31	石炭灰利用製品	石炭灰を利用した建材の区分がない。統合されない以上、商品類型No.65は廃止せず存続させることを要求する。 建築材料と土木材料の二つの体系に絞り込もうとしている。先に制定の建築材では骨材はコンクリートの中間製品であるため扱わないとしている。土木では木材で中間製品を認めているが、人口骨材は土木材料として扱わないとしている。建築と土木で姿勢に一貫性がなく、それぞれの業界の因習が持ち込まれている気がする。エコマーク事業はこれまで見捨てられてきたものを工夫して活用しようという新しい概念の取組である。古い因習が持ち込まれ、それが原因で既にある有望な商品類型が見捨てられるような事態は将来に暗い影を落とすものではないか。原点に戻る転換が求められる。	意見を参考に対象として採り上げました。
32	石炭灰利用製品	石炭灰を利用した軽量骨材がエコマークの対象から外れる案となっている。解説では、軽量骨材が建築分野で主に使用されると書かれている。商品類型No.123「再生材料を使用した建築用製品」でも「骨材」という区分はなく、その他建材では配合率100%となり、現基準60%を大きく上回り、軽量骨材が事実上排除される。軽量骨材を取り上げ、配合率は60%以上とするべきである。	意見を参考に対象として採り上げることを検討しましたが、軽量骨材には様々なものがあり、再生材料配合率の計算についても整理する必要があります。したがって、今回の制定では対象外とし、あらためて検討を行うこととしました。
33	軽量骨材	ガラス製品で認定を受けており、土木製品基準案では軽量土木資材として地盤改良材、軽量断熱材、軽量コンクリート骨材、屋上緑化用混合資材、土壌改良資材など多岐に渡る製品分野を用途ごとに認定を受けることは困難であり、対象にも該当分野がない。基本的な考え方、認定の受け方など明確にしていきたい。	同上
34	軽量骨材	軽量骨材は建築用が主であり対象外となっている。土木用コンクリートでも使用（橋梁床版、杭の重量・断面軽減のための橋脚重量削減用など）されている。対象外とすることは不適切。	同上
35	その他資材	軽トラックの荷台に敷設し、ゴムの緩衝によりトラックおよび荷物を保護するものを使用済タイヤ・チューブの再生品で認定を受けている。顧客へのPRとなっており、微力ながら環境保全に貢献していると思っている。引き続き現基準を盛り込んだ商品類型の設定をお願いしたい。	エコマーク商品類型No.22「使用済タイヤ・チューブの再生品」を存続することとし、土木製品に採り上げられない製品の認定を引き続き行うこととしました。当該製品は、「使用済タイヤ・チューブの再生品」で扱うこととなります。
36	その他資材	タイヤチューブを原料とした再生ブチルゴムを原料としている。解説で対象外となっているが、対象にしていきたい。	意見を参考に対象として採り上げました。
37	(34) 造園緑化材	基準値が「一律で再生材料を70%以上使用しなければならない」ということに異議がある。対象が構造物から小製品まで様々であり、材質もそれぞれ異なる。素材により強度などの問題から再生材料を多く使用できないものもある。特に再生プラスチック製の糸は50%ならば土木用強度を持つものを製造可能であるが、70%以上となると質のよいプレコンシューマ材料に限られる。材質、用途、形状などにより再生材料配合率を段階的に定めていきたい。	意見を参考に修正しました。

「土木製品」基準案への意見

38	(34) 造園緑化材	ただし書きでコンクリートを組み合わせた製品にのみコンクリート部分を除いた重量で計算するようになっている。コンクリート以外の組み合わせ製品にも同パターンが存在する。 例:肥料袋付ネット。肥料・土壌改良資材が製品全体の80%程度。解説では肥料・土壌改良材を対象外としており、肥料・土壌改良資材を除いた重量で計算することになると思われるが基準では触れていない。このようなパターンの扱いを明確化するべき。	意見を参考に修正しました。
39	(34) 造園緑化材	「C区分の再生材料を使用する場合～焼成または熔融固化されていること。」は、「建設汚泥リサイクル指針」(平成11年11月、(財)先端建設技術センター編著、(株)大成出版社発行)の「高度安定処理」により固化したものも含めるべき。コスト的に安価で、エネルギー消費が少なく、形状的にも焼成等と同様で、性能的にも同レベルで再泥化することのない固化物が提供されている。	意見を参考に修正しました。
40	(34) 造園緑化材	わらや麻を使う際、強度を高めるために一部天然素材ではないテープを使用している。「製品使用目的が一定期間で終了し、環境中に放置される可能性のある製品はA区分の再生材料のみ使用」とされている。重量としては全体の5%にも満たない程度である。これも対象外となるのか。	意見を参考に修正しました。
41	(34) 造園緑化材	肥料袋付植生ネットは主に切土法面という施工条件のよくない現場に施工する。崩れやすく、植物も衰退しやすい場所で、侵食防止効果としてネットが必要であり、短期間で分解してしまうことは問題。この場合、ネットは侵食防止材として働いているので環境中に放置されているわけではないと考えてよいか。	意見を参考に修正しました。
42	骨材 材料	「セメント」の使用に限定している。「セメント及びコンクリート混和材」の使用としてあらため、ポルトランドセメントの一部を置き換えて使用できるようにするべきである。高炉スラグ微粉末などを認めるべきである。	意見を参考に修正しました。
43	骨材 材料	道路用鉄鋼スラグを舗装用材として認めていただきたい。グリーン購入法調達品目であり、JIS A 5015が制定されている。	意見を参考に修正しました。
44	骨材 (24)他	「祖骨材」は「骨材」とするべき。細骨材も30%以下の比率で混合使用されている。	使用割合が低く、今回の制定では対象外としました。
45	骨材 (34)他	「金属工業廃棄物類」は不適切であり、「金属工業発生物類」としていただきたい。	意見について趣旨は理解できますが、他の商品類型との整合上、原案のとおりとしました。
46	対象 骨材	平成15年6月20日付でJIS A 5011-4電気炉酸化スラグ骨材が制定されている。対象として追加いただきたい。	意見を参考に修正しました。
47	対象 骨材	ポルトランドセメント、高炉セメント、フライアッシュセメントはJIS規格番号に誤りがあるため訂正いただきたい。	意見を参考に修正しました。
48	解説 骨材	コンクリート混和材料は特段の環境配慮を行っている製品ではないとして対象外としている。国内で規格化されている混和材は、高炉スラグ微粉末、フライアッシュ、シリカフェームがあり、産業廃棄物を原料としている。一般的に、ポルトランドセメントの一部をこれら混和材に置き換えてミキサーで均一混合して使用する。したがって、比較対象は混和材ではなくポルトランドセメントとなる。コンクリート混和材を採り上げるべき。	意見を参考に修正しました。
49	全般(セメント)	エコマーク商品類型No.123「再生材料を使用した建築用製品」との関係について、異なる認定基準の制定が短期間のうちに行われることは、基準の信頼性の面から避けるべき。用途によって二つの基準を持つことは好ましくない。	意見を参考に整理しました。セメントについては、本商品類型で扱うこととなりますが、次回見直しまでにエコマーク商品類型No.123「再生材料を使用した建築用製品」との関係をあらためて整理する方向とします。

「土木製品」基準案への意見

50	(19)セメント	再生材料の種類について、特別管理廃棄物など、「平14・3・7環境省告示16号特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」第一号ロには、伴って生ずる汚泥又はばいじんの処理を定めた上で、焼成設備を用いて焼成することによる再生利用方法が示されている。要件を満足した両特別管理廃棄物の利用は、除かれるものではないと考える。	意見を参考に修正しました。
51	(19)セメント	建設発生土、木くずなど再生材料として用いることが可能な材料が他にもある。	意見を参考に修正しました。
52	(21)セメント	有害物質の含有について、不溶化処理の材料に使用されるセメントに、土壌と同じ含有基準を適用することが適切とは思えない。	意見を参考に修正しました。
53	(22)セメント	六価クロムについて、通達は土を固化した状態で行うものであり、セメント製造者が評価できるものではない。	意見を参考に修正しました。
54	(23)セメント	マニュアルについて、施主や施工者の責任範囲である構造物の施工からリサイクルに至る情報をマニュアルに取り入れることには無理がある。	意見を参考に修正しました。
55	セメント 証明方法	再生材料の証明書について、再生材料回収事業者の発行する原料証明書とは何を指すのか。マニフェストなどを活用する場合、一般廃棄物には存在しない。また、1工場あたり数千枚/月にも及ぶ事業所もあり、現実的に不可能である。排出事業者毎としても、千枚以上となる場合がある。	意見を参考に修正しました。
56	セメント 表	表2以降に示される「対象セメントの基準D.(18)D.(23)を満たすセメント」について、表現上、再生材料の配合率については決められていないこととなる。実質的な再生材料の使用に関する要件はなく、情報開示だけが要件になると考える。	再生材料配合率は、セメントに対して配合割合を要求するものであり、記載ミスでした。意見を参考に修正しました。
57	(25),(26) コンクリート製品	コンクリート製品の有害物質の溶出および含有は、主として原材料のセメントおよび骨材から溶出するものとする。過去の実績ではコンクリート製品からの有害物質の溶出および含有は一般的には考えられていない。このため、使用する骨材の溶出および含有量試験が明らかな場合、基準案の修正を要望する。 ①認定基準に適合する再生材料100%使用するコンクリート製品は試験免除。 ②認定基準に適合する再生材料を100%使用せずとも、天然骨材やJISに適合するセメントとともに材料として用い、製造したコンクリート製品を①と同様に扱う。 ③前述提案に問題がある場合、認定基準を満たす祖骨材「熔融固化物骨材およびスラグ骨材」または「D.セメント」と組み合わせて使用する場合、試験は8項目で十分と考える。	意見を参考に修正しました。
58	(25),(26) コンクリート製品	一般のコンクリート製品からの有害物質の溶出は通常考えられません。 ①認定基準に適合する再生材料100%使用するコンクリート製品は試験免除。 ②認定基準に適合する再生材料を100%使用せずとも、天然骨材やJISに適合するセメントとともに材料として用い、製造したコンクリート製品を①と同様に扱う。 ③前述提案に問題がある場合、認定基準を満たす祖骨材「熔融固化物骨材およびスラグ骨材」または「D.セメント」と組み合わせて使用する場合、試験は8項目で十分と考える。	意見を参考に修正しました。

「土木製品」基準案への意見

59	25),(26) コンクリート製品	コンクリート製品に使用する溶融固化物骨材およびセメントは、土壤汚染対策法の特定有害物質のうち8種類の要件を満たすこととしている。コンクリート製品の(25)(26)では同規則の全ての特定有害物質の要件を満たすこととなっている。溶融固化物骨材およびセメントと同様、8種類にならないか。	意見を参考に修正しました。
60	25),(26) コンクリート製品	有害物質の溶出試験について、材料面から考えて危険性のあるものだけに限定してほしい。あるいは使用できる再生材料の範囲を広げてほしい。再生材料の種類がスラグ骨材だけならば鉄、六価クロムなどに限られてくると思う。揮発性有機化合物などは除外して頂けないか。資源循環が材料によって限定されることなく、性能を満足すれば広く活用につながる認定基準となれば理想である。	意見を参考に修正しました。
61	コンクリート製品	コンクリート製品と道路用材で対象が一部重複している。例えば、防火水槽は、コンクリート製品が対象としているJIS A 5372Ⅱ類にも該当するものである。また、道路用材のカラー平板はエコマーク商品類型No.109「タイル・ブロック」の対象となっているものである。	意見を参考に修正しました。
62	コンクリート製品	透水性という観点から、JIS A 5371に該当する製品も、対象として盛り込むべきである。	同JISⅡ類は、基準値を満たせば対象となります。Ⅰ類はエコマーク商品類型No.109「タイル・ブロック」で扱うものであり、本商品類型の検討範疇をこえるものです。
63	コンクリート製品	高炉スラグ微粉末を使用し認定を取る場合、高炉スラグをセメントの内割りとして何%添加すれば基準を満足するのか。4-1-3Eの表2では読みとれない。	公表した認定基準案は、高炉スラグ微粉末を対象外と認識していました。内割りとしての添加は100%であっても認められませんでした。制定にあたり、高炉スラグ微粉末を含むコンクリート混和材を対象として追加したため、セメントと混和材の合計配合量に対し、再生材料(セメント側再生材料)と(混和材側再生材料の和)が50%以上となれば、基準に適合することとしました。
64	I.(56)仮設材	表6にゴム材料の使用を認めていただきたい。または舗装用材に仮設資材用途を含むものとしていただきたい。	意見を参考に修正しました。
65	(56)仮設材	エコマーク商品類型No.56「再生舗装材」で対象としていた再生路盤材を残すべきである。基準案の対象外理由も理解できるが、コンクリート塊、アスファルト塊以外の無機原料として、建設汚泥、石炭灰などを原料とした製品開発が進んでおり、実績も機能も十分に普及目的には最適のステージにあると考える。これらは産業廃棄物として大量に発生しているながらリサイクルが非常に遅れており、リサイクル率向上の観点からも大量消費の可能性のある路盤材として活用を図るべき。特に建設汚泥は公共工事から発生し、公共工事から出たものを公共工事でリサイクルするのは好ましい。土木工事、埋立工事等で仮設道路や資材置き場としても再生路盤材が活用され、効果が大きい。「建設汚泥リサイクル指針」に再資源化方法として記載されている焼成、高度安定、溶融処理が望ましい。環境に関する基準はコンクリートと同じ基準を適用することで環境に対する安全性も担保できると考える。	意見を参考に対象として採り上げました。
66	(66)道路用材	道路用材の再生材料には再生ゴムが含まれていない。道路用材に再生ゴムの使用を認めるべき。また、基準配合率を設定する場合、性能担保上、再生ゴム/全ゴム×100≥30とすることを提案する。	意見を参考に修正しました。
67	(66)道路用材	再生材料配合率が製品質量全体の70%以上となっている。金属部品等併用された場合、性能担保上、基準を達成できない製品が多くなるため、50%以上とするべき。	意見を参考に修正しました。

「土木製品」基準案への意見

68	(66)道路用材	再生材料の配合率に関する基準と製品質量全体における再生材料の比率に関する基準双方を満たすこととなっている。基準が複雑になりわかりにくいと考えられ、製品質量全体に対する再生材料の比率にしばって基準化することを提案する。	意見を参考に修正しました。
69	下水道用再生硬質塩ビ製品(材料に関する基準B.プラスチック(3))	再生材料に元から含まれている添加剤は、使用済材という性格上、過去に使われた添加剤の把握が困難。リサイクル抑制となってしまう。エコマーク事業の運用では、再生材料に含まれていた添加剤は追跡困難であるため基準項目を適用していないとの説明であったが、基準本文または解説に明記した方がよいと考える。	意見を参考に修正しました。
70	下水道用再生硬質塩ビ製品(材料に関する基準B.プラスチック(3))	基準案の表現では全有機スズ化合物の使用ができない。有機スズ安定剤の中には米国FDA認定品など、無毒の食品容器用配合剤として認められているものも多数あるので、使用禁止化合物を特定した方がよいと考える。 「～(TPT)などの有機スズ(Sn)化合物系の化合物を使用していないこと。」 → 「～(TPT)、ジブチルスズ化合物(DBT)、ジフェニルスズ化合物(DFT)、モノフェニルスズ化合物(MFT)を使用していないこと。」	意見を参考に修正しました。
71	上・下水道材(77)	再生硬質塩化ビニル製品、再生プラスチック製品の基準案は他の資材の基準案と比べて著しくハードルが高く、いずれの製品もクリアできない。 回収率は、再生硬質塩化ビニル管の場合、上下水道用の再生製品だけのリサイクル数値は算出困難である。使用済塩ビ管全体の回収率と置き換えるしかないが、昨年度52%であった。2年後に70%という数字は極めて高いハードルとなる。プラスチック製品の中で法に依らず使用済品の全国リサイクルを唯一実施している中で、回収率という指標に代え、リサイクルルート確立とした方が現実的である。  また、回収プラスチックのうち、マテリアルリサイクルされず残った部分のエネルギー回収・フィードストックリサイクルがまだ一部地域でしか行われていない。基準とするにはまだ無理があると考ええる。  「～廃棄時にリサイクルのルートが確立しており、製品中プラスチックの70%以上が回収され、回収プラスチックの60%以上がマテリアルリサイクルされていることが確かであること。回収されたプラスチックの残りの部分は、エネルギー回収などの利用がされること。」 → 「～リサイクルのルートが全国的に確立されていること。回収プラスチックの60%以上がマテリアルリサイクルされていることが確かであること。」	今後2年間、回収については50%以上として軽減措置を図るため、当初案のとおり、70%以上としました。
72	ドレーン材、埋戻材(85)	「C区分の再生材料を使用する場合～焼成または熔融固化されていること。」は、「建設汚泥リサイクル指針」(平成11年11月、(財)先端建設技術センター編著、(株)大成出版社発行)の「高度安定処理」により固化したものも含めるべき。コスト的に安価で、エネルギー消費が少なく、形状的にも焼成等と同様で、性能的にも同レベルで再泥化することのない固化物が提供されている。	意見を参考に修正しました。
73	緑化基盤材(91)	使用済みタイヤ・チューブから製造される活性炭を緑化基盤材の原材料として認めるべきである。	意見を参考に修正しました。



「土木製品」基準案への意見

74 緑化基盤材(91)	「C区分の再生材料を使用する場合～焼成または熔融固化されていること。」は、「建設汚泥リサイクル指針」(平成11年11月、(財)先端建設技術センター編著、(株)大成出版社発行)の「高度安定処理」により固化したものも含めるべき。コスト的に安価で、エネルギー消費が少なく、形状的にも焼成等と同様で、性能的にも同レベルで再泥化することのない固化物が提供されている。	意見を参考に修正しました。
75 埋設標識シート(96)	<p>エコマーク商品類型No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」では再生材料配合率を40%以上としている。認定基準案に示す再生材料配合率100%にすると、不良率が過大で生産自体不可能となる。製品は水道工事等でショベルカーが引っかいても破れないようプラスチック製糸を織り込んでシート状にし、強度を増している。プラスチック製糸の再生材料配合率を上げると糸切れが起る。</p> <p>要求性能を満たすため、プラスチックフィルムを貼り付けており、再生材料を配合することができないため、100%と規定されるとラミネートができなくなる。製品には地下埋設物探知を目的としてアルミニウムフィルムが貼られている。製品重量の100%が再生材料と規定されているため、アルミニウムフィルムを使用できなくなる。</p> <p>以上より、再生材料配合率は40%以上とし、アルミニウムフィルムなどを再生材料配合率のカウント条件から外していただきたい。</p>	意見を参考に修正しました。

意見総数:75

意見者数:49